豐中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領

(目 的)

第1条 この要領は、豊中市が発注する工事の競争入札に参加しようとする者の資格を定める場合の 審査点数並びに測量及び建設コンサルタント業務(土木建築等の設計、監理及び調査等の業務をい う。以下同じ。)の競争入札に参加しようとする者の審査点数の算定について定めることを目的と する。

(工事の入札参加者の審査点数)

第2条 工事の競争入札に参加しようとする者の審査点数は、希望業種ごとに、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書の希望業種に対応する建設工事の種類の総合評定値(P)の数値とする。

(測量及び建設コンサルタント業務の入札参加者の審査点数)

第3条 測量及び建設コンサルタント業務の競争入札に参加しようとする者の審査点数は、希望業種 ごとに、建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の審査点数の算定要領(平成6年 11月14日付け建設省厚契第16号)を準用して得た、希望業種に対応する業種区分の数値とする。

附則

この要領は、平成10年7月14日から実施する。

附則

この要領は、平成11年6月 1日から実施する。

附則

この要領は、平成25年4月 1日から実施する。